

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(1) 小児・周産期医療体制の充実

(保健医療部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

## (1) 小児・周産期医療体制の充実

### ①周産期医療体制の充実

#### 1 現状と課題

- 本県では、周産期医療体制の充実を図るため、県内を3つのブロックに分け、各ブロックに総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力病院を指定し、周産期医療体制の整備を図っている。
- 各総合周産期母子医療センターに妊産婦搬送コーディネーターを配置するなど、地域の産婦人科医療機関、搬送機関との連携を強化した総合的な診療体制を確保している。
- 高齢出産によるハイリスク分娩の割合が増加し、高度な周産期医療の需要が増大していることや、開業医の高齢化・後継者不足によって産科医療機関が減少傾向にあることから、今後とも妊産婦が安心して出産や治療が受けられる医療体制の整備が必要である。

#### 2 施策の方向性

##### (1) 周産期母子医療センター等の体制の充実・強化

###### ○総合周産期母子医療センター運営助成費（R5当初 136,512千円）

リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等を提供する総合周産期母子医療センターの安定的な運営に対する助成を実施。

交付先	補助率
総合周産期母子医療センター (水戸済生会総合病院、総合病院土浦 協同病院、筑波大学附属病院)	1/3

###### ○地域周産期母子医療センター運営助成費（R5当初 101,657千円）

比較的高度な周産期医療を提供する地域周産期母子医療センターの安定的な運営に対する助成を実施。

交付先	補助率
地域周産期母子医療センター (水戸赤十字病院、日立総合病院、JA とりで総合医療センター、茨城西南医 療センター)	1/3

## (2) 妊産婦及び新生児の救急搬送受入体制の充実

### ○妊産婦救急搬送受入体制確保事業費 (R5当初 21,084千円)

妊産婦及び新生児の救急搬送受入を迅速、円滑に行うために、受入先を調整する周産期搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。

### ○周産期救急医療協力病院運営費補助 (R5当初 1,000千円)

コーディネーターからの受入要請に基づき、救急患者を受け入れる協力病院に運営費の一部補助を実施。

交付先	補助額
周産期救急医療協力病院 (石渡産婦人科病院、江幡産婦人科・内科病院、小山記念病院、東京医科大学茨城医療センター、筑波学園病院)	200千円

## (3) 分娩取扱施設の体制の維持

### ○当直産科医確保事業費補助 (R5当初 42,704千円)

当直の非常勤医師を確保する際の経費に対する補助を実施。

交付先	補助額
分娩を取り扱う医療機関	当直1回につき15,000円

## 3 今後の対応・改善の方向

### (1) 周産期医療体制の整備

高度で専門的な周産期医療を提供するため、引き続き、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターが安定的に運営できるよう支援していくとともに、ハイリスクの分娩を取り扱う周産期母子医療センターに負担が集中しないよう医療機関等の役割分担の検討を進める。

### (2) 身近な地域で出産できる場の確保

身近な地域で正常分娩(ローリスクの分娩)できる医療体制を維持するため、引き続き、医療機関の負担が大きい当直の非常勤医等の確保を支援する。

## (1) 小児・周産期医療体制の充実

### ②小児医療提供体制の充実

#### 1 現状と課題

- 本県では、各地域の実情に応じ、拠点病院方式や輪番制により、休日・夜間を含めた小児救急医療体制を整備するとともに、筑波大学附属病院の小児救命救急センターや県立こども病院などを中心に、重篤患者の受入体制を確保している。
- 少子化や核家族化、夫婦共働きの進行などにより、子育て環境が変化するなかで、保護者の子どもを大切に育てたいという意識の高まりとともに、専門医志向、病院志向の傾向が強まっており、特に休日・夜間においては、小児救急外来を設けている病院に患者が集中し、その多くを軽症患者が占める傾向にある。
- 小児科医の不足や地域偏在のため、休日・夜間における小児の初期救急体制が十分に整備されていない地域があるほか、二次・三次救急医療を担う医療機関が初期救急医療も担っており、当該医療機関の負担が大きくなっている。
- また、子育て中の保護者の不安軽減・解消を図るとともに、救急診療の適正利用を促すため、相談体制の整備や保護者への小児救急医療に関する普及・啓発を推進する必要がある。

#### 2 施策の方向性

##### (1) 小児救急医療体制の整備

###### ○小児救急医療拠点病院運営助成費（R5当初 120,226千円）

24時間365日体制で小児救急医療体制を確保する拠点病院に運営費補助を実施。また、準夜帯等で小児救急医療体制を整備する拠点病院に対し運営費補助を行う市町村へ補助を実施。

交付先	補助率
小児救急拠点病院【24時間365日実施】 (筑波メディカルセンター病院、土浦協同病院、 神栖済生会病院)	10/10
小児救急拠点病院【準夜帯等実施】 (日立市(日立総合病院))	1/2

###### ○小児救急医療支援事業費（R5当初 13,255千円）

休日や夜間における小児救急患者に対応するため、輪番で小児救急医療体制を確保する病院に対し運営費補助を行う市町村等へ補助を実施。

交付先	補助率
輪番制実施市町村等 (常総地域、稲敷地域、茨城西南地域)	休日・夜間：2/3 準夜帯等：1/2

○小児救命救急センター運営助成費（R5当初 70,538千円）

重篤な小児救急患者に24時間365日体制で対応するため、筑波大学附属病院に設置された小児救命救急センターに対し運営費補助を実施。

交付先	補助率
筑波大学附属病院	1/3

(2) 小児救急医療環境づくりの推進

○子ども救急電話相談（#8000）事業（R5当初 47,271千円）

子育て中の保護者の不安軽減を図るとともに、適正な受診行動を促すため、看護師等による電話相談を実施。

<相談件数実績> (単位：件)

R1	R2	R3	R4
47,887	33,680	45,933	71,338

○小児救急医療啓発事業（R5当初 5,240千円）

保護者向け啓発パンフレット「子どもの救急ってどんなとき？」を作成・配布するとともに、小児救急医療啓発ホームページ「こどもの救急手引き」にて、情報発信を実施。

(3) 県立こども病院における取組

○県央・県北地域の小児救急中核病院として、二次・三次救急や救急車搬送について24時間365日体制で対応するとともに、初期救急についても午後11時から翌日午前3時まで毎日対応。

<受入件数実績> (単位：人、台)

区分	R1	R2	R3	R4
救急患者数	5,493	3,413	5,141	5,965
救急車受入台数	1,867	1,292	1,800	2,502

### **3 今後の対応・改善の方向**

#### **(1) 小児救急医療体制の整備**

休日や夜間においても、患者の重症度・緊急度に応じた適切な小児救急医療を提供できるよう、引き続き、小児救急を担う医療機関を支援する。

併せて、医療機関間の役割分担や連携による体制強化や、地域の実情に応じた集約化・重点化を進めていくことにより、県内どこでも安心して医療を受けることができる体制を整備する。

#### **(2) 小児救急医療に係る相談・支援及び普及・啓発**

引き続き、電話相談による相談体制の充実や、パンフレット・ホームページ等による小児救急医療の普及・啓発を図ることで、保護者が安心して子育てができる環境の整備に努める。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

①小児・妊産婦医療費助成

(保健医療部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

## (2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

### ①小児・妊産婦医療費助成

#### 1 現状と課題

##### 【現状】

県は、小児及び妊産婦が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、市町村の行う小児及び妊産婦の医療福祉の施策に対し助成措置を講じ、これを推進している。

##### 【課題】

子どもに関する医療費助成制度は、現在、地方の負担により実施されているが、国が責任を持って全国統一した基準で実施するとともに、その財源も国が負担すべきものとする。

#### 2 施策の方向性

##### (1) 小児・妊産婦に対する医療費助成制度（マル福）の概要 ※県の制度

- ①実施主体 : 市町村（県は対象経費について1/2助成）
- ②対象範囲 : 小児（外来：小学6年生まで、入院：高校3年生まで）  
妊産婦（妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで）  
※小児マル福で高校3年生までを対象としているのは、対象年齢順で全国1位。  
※妊産婦マル福を実施しているのは、本県を含め全国で4県のみ。
- ③給付内容 : 医療機関等を受診した際の医療費の自己負担分を助成
- ④所得制限 : 児童手当の制限額準用  
所得額 622 万円 + (38 万円 × 扶養人数)  
<参考> 収入換算の例(扶養0人の場合 約 833.3 万円未満)
- ⑤自己負担金 : 医療機関ごとに外来1日 600 円、月2回限度、  
入院1日 300 円、月 3,000 円限度
- ⑥給付方法 : 県内の医療機関を受診した場合は現物給付\*。  
※受給者は、受診の際、医療機関に医療福祉費受給者証を提示し、マル福の外来一部負担金又は入院一部負担金を支払う。  
(医療保険各法の一部負担金[1~3割]の支払いはしない。)

##### (2) 市町村による小児マル福単独事業の実施状況

市町村単独事業により、上記県制度に加え、以下の対応がなされている。

- ・ 県内全市町村で、外来についても高校3年生までマル福の対象となっている。
- ・ 県内 40 市町村で、高校3年生までのマル福について所得制限が撤廃されている。

#### 3 今後の対応・改善の方向

県では、中央要望などの機会において、国による子どもの医療費の公費負担制度創設について、継続的に要望していく。



第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

②児童手当・多子世帯支援

(福祉部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

## (2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

### ②児童手当・多子世帯支援

#### 1 現状と課題

- 2022年に県が実施したアンケートでは、理想とする子どもの数は2.48人、実際の子どもの数は2.08人で、その差は、やや減少傾向にあるものの、依然として0.4人の差がある。
- 第16回出生動向基本調査(2021年)によると、理想の数の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっていることから、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図る必要がある。

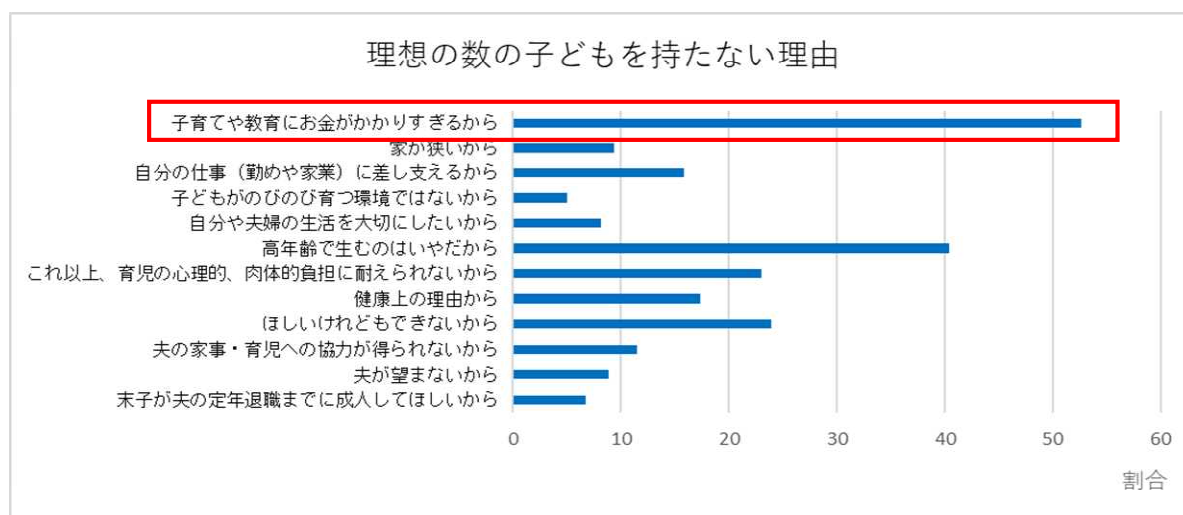
#### 【参考1】県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数(予定含む)の差【再掲】

(単位:件、人)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
回答数	3,363	4,748	4,002	4,809	4,157	3,943
理想とする子どもの数	2.49	2.51	2.47	2.48	2.47	2.48
実際の子どもの数(予定含む)	2.04	2.05	2.01	2.06	2.09	2.08
上記の差	0.45	0.46	0.46	0.42	0.38	0.40

茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」

#### 【参考2】理想の数の子どもを持たない理由



第16回出生動向基本調査(2021年6月実施)より作成

## 2 施策の方向性

### (1) 児童手当の支給

次代の社会を担う児童の健やかな育ち等を支援するため、中学校卒業までの児童を養育している方に対し、児童手当を支給している。

#### 【参考】支給額と費用負担について

区 分		支給額	費用負担			
			国	県	市町村	事業主
3歳未満	被用者 <sup>※1</sup>	15,000円	16/45	4/45	4/45	21/45
	非被用者 <sup>※2</sup>					
3歳～小学校 修了前	(第1子、第2子)	10,000円	2/3	1/6	1/6	-
	(第3子以降)	15,000円				
中学生(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)		10,000円				
所得制限以上所得上限未満の者 <sup>※3</sup>		5,000円				

※1 厚生年金保険の被保険者、国家公務員、地方公務員等

※2 国民年金被保険者、国民年金第3号被保険者(専業主婦)

※3 所得制限限度額/所得上限限度額の目安

【児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合】所得制限：960万円、所得上限1,200万円

※4 公務員分については、所属庁が全額負担

### (2) 多子世帯保育料軽減事業

本県では、多子世帯の保育料負担を軽減するため、国の制度に上乗せし、3歳未満児のうち、第2子については年収要件を約640万円(第5階層)までを半額とし、第3子以降については収入にかかわらず無償化している。

#### <事業概要>

- ・対象施設：公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業実施施設
- ・対象児童：第2子以降の3歳未満児
- ・実施主体：市町村(補助率 県 1/2、市町村 1/2)

【幼児教育・保育の無償化及び多子世帯保育料軽減事業のイメージ図】

 …無料
  …半額

階層区分 年収（目安）	3歳未満児			3歳以上児
	第1子	第2子	第3子	
第1階層 生活保護	幼児教育・保育無償化			幼児教育・保育無償化
第2階層 ～260万円				
第3階層 ～330万円	国の軽減	国の軽減	同時入所の場合のみ該当	
第4階層 ～360万円	国の軽減	国の軽減		
～470万円	多子世帯 軽減事業	同時入所の場合のみ該当	同時入所の場合のみ該当	
第5階層 ～640万円				
第6階層 ～930万円		多子世帯 軽減事業		
第7階層 ～1130万円				
第8階層 1130万円～				
区分	第1子	第2子	第3子	3歳以上児
	3歳未満児			

### 3 今後の対応・改善の方向

- 児童手当については、県として、多子世帯の支給額拡充や所得制限の撤廃等について国に要望してきたが、現在、国において、所得制限の撤廃や対象年齢の延長等、制度拡充に向けた検討が行われているところであり、今後の動向を注視していく。
- 引き続き、多子世帯に対する保育料等の軽減を行うとともに、幼児教育・保育の完全無償化について国に要望していく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

③高校生等への就学支援

(教育庁、総務部)

2023年6月21日(水)

## (2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

### ③高校生等への就学支援

#### 1 現状と課題

- 2019 年県政世論調査によると、理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由として、子育てのための経済的負担の大きさが挙げられているなど、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る必要がある。
- 国においては、大学・短期大学・専門学校生等向けに貸与型奨学金の貸与及び給付型奨学金の支給を行っており、2020 年度には、給付型奨学金の対象や支給額を拡大している。

#### 2 施策の方向性

- 高等学校等において、生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給しているほか、高校生等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給している。
- 経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で学資を貸与し、有為な人材の育成を図っている。

#### (1) 公立高等学校等就学支援金事業

##### <支給額>

- ・授業料 全日制 年額118,800円  
定時制 単位制以外 年額 32,400円  
単位制（1単位） 1,620円
- ・受講料 通信制 受講科目（1単位） 180円

##### <支給方法>

県が国から支給された就学支援金を、受給権者の授業料債権に充当

#### (2) 公立高等学校等奨学給付金事業

##### <支給要件>

- ・道府県民税所得割と市町村民税所得割との合算額が非課税の世帯等
- ・保護者等が県内に在住

##### <支給額>

区 分		単価（年額）
生活保護(生業扶助)受給世帯		全日制・定時制・通信制 32,300円
非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	全日制・定時制 117,100円
	15歳以上23歳未満の被扶養者がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	全日制・定時制 143,700円
	通信制・専攻科に在籍する高校生等がいる世帯	通信制・専攻科 50,500円

(3) 各種貸与型奨学金

名 称	対 象	貸与月額	基準等	貸与者数 (2022 実績)
茨城県奨学 資金	大学・短期大学 専修学校（専門課程）	奨学金（月額貸与） 自 宅 36,000 円 自宅外 40,000 円	成績基準 家計基準	新規 63 人 継続 93 人 合計 156 人
		入学一時金 240,000 円 〔卒業後、県内に 居住・就業で返還 免除〕	成績基準 家計基準	4 人
茨城県高等 学校等奨学 資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 高等専門学校	（公立） 自 宅 18,000 円 自宅外 23,000 円 （私立） 自 宅 30,000 円 自宅外 35,000 円	家計基準	33 人
茨城県育英 奨学資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 特別支援学校 （高等部） 専修学校（高等課程）	自 宅 30,000 円 自宅外 35,000 円	成績基準 家計基準	新規 27 人 継続 41 人 合計 68 人
茨城県高等 学校定時制 課程及び通 信制課程修 学奨励資金	高等学校（定時制・通 信制課程）の勤労青少 年	14,000 円 〔卒業等により〕 返還免除	家計基準 経常的収入を得 る職に就労	27 人

(4) 私立高等学校等就学支援事業

<支給額>

年収区分（目安）		590 万円未満	590～910 万円未満
支給上限額	全日制	396,000 円/年	118,800 円/年
	通信制	12,030 円/単位	4,812 円/単位

<支給方法>

県が国から支給された就学支援金を、受給権者の授業料債権に充当するため、学校法人等に支給

(5) 私立高等学校等授業料等減免事業（入学金軽減事業（県単））

<支給額>

年収区分（目安）	350 万円未満	350～590 万円
補助上限額	96,000 円	48,000 円

<支給方法>

入学金の軽減措置を行う学校法人に対して補助

## (6) 私立高等学校等奨学給付金事業

### <支給要件>

- ・道府県民税所得割と市町村民税所得割との合算額が非課税の世帯等
- ・保護者等が県内に在住

### <支給額>

区 分		単価 (年額)	
生活保護(生業扶助)受給世帯		全日制・定時制・通信制	52,600円
非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	全日制・定時制	137,600円
	15歳以上23歳未満の被扶養者がある世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	全日制・定時制	152,000円
	通信制・専攻科に在籍する高校生等がいる世帯	通信制・専攻科	52,100円

## 3 今後の対応・改善の方向

- すべての子どもの教育機会の確保を目的として、家庭の教育費負担の軽減を図るため、引き続き給付金等の支給や奨学金の貸与などの事業を継続していくとともに、国や県が取り組んでいる支援制度が活用されるよう周知していく。



第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(3) 地域の子育て支援の充実

①子育て家庭の孤立防止

(福祉部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

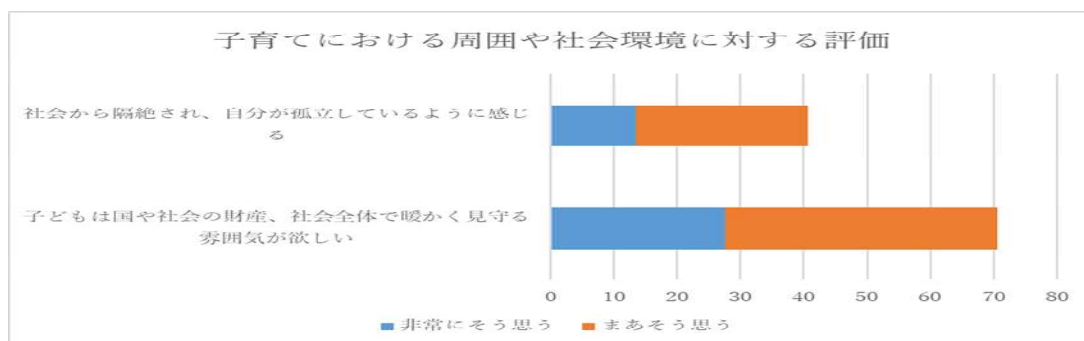
### (3) 地域の子育て支援の充実

#### ①子育て家庭の孤立防止

##### 1 現状と課題

- 2019年に実施されたアンケートによると、「孤立している」と感じる妊娠中や子育て中の母親の割合は4割にもものぼることから、子育てに対する不安や孤立感の解消に向け、安心して子育てができる環境づくりを進める必要がある。

##### 【参考1】子育てにおける周囲や社会環境に対する評価



資料：(公財) 児童育成協会「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2019年)

##### 2 施策の方向性

地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点づくりやファミリー・サポート・センターなどの事業実施市町村に対して補助を行い、安心して子育てできる環境づくりを進めている。

###### (1) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所など身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【実施市町村】44市町村

【実施か所数】265か所(2022年度)

###### (2) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と援助を行いたい方を会員として、保育所への送迎や保護者の病気・急用の際の児童の預かり等の相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

【実施市町村】40市町村(2022年度)

※うち国補対象32市町村、市町村単独8市町

【活動件数】28,475件(2021年度)

###### (3) 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的とし、妊産婦

からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関等の調整、支援プランの策定などを実施する。

【実施主体】市町村

【設置状況】44市町村、59箇所（2022年度）

#### （４）子ども家庭総合支援拠点

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待の防止を図るため、子どもとその家庭、妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う拠点を整備する。

【実施主体】市町村

【設置状況】33市町村（2022年度）

### 3 今後の対応・改善の方向

- 県では、市町村が実施する子ども・子育て支援事業に係る補助を継続していくとともに、ファミリー・サポート・センター事業については、全市町村での実施に向け、優良事例や課題の共有等を通して制度の普及を図っていく。
  
- 児童福祉法等の改正により、各市町村において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的相談・支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされた。県としては、市町村への設置を促すとともに、妊産婦、子ども及びその保護者に対する家庭支援や、児童虐待の未然防止に努めていく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(3) 地域の子育て支援の充実

②ひとり親家庭への支援

(福祉部、土木部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

### (3) 地域の子育て支援の充実

#### ②ひとり親家庭への支援

#### 1 現状と課題

(福祉部)

- 本県のひとり親世帯は、直近で、26,060世帯となっている。このうち母子世帯が21,850世帯(83.8%)、父子世帯数が4,210世帯(16.2%)となっている。

【表1】ひとり親家庭数の推移

	2010年	2015年	2020年
母子世帯	25,887	25,179	21,850
父子世帯	6,196	5,486	4,210
県合計	32,083	30,665	26,060

(総務省「国勢調査」)

- 母子世帯の半数程度が非正規の就業者であり、平均年間世帯収入は、父子家庭の6割程度に留まり、経済的に厳しい状況に置かれている。

【表2】母子家庭、父子家庭別就業、収入等の状況

		母子家庭	父子家庭
就業 状況	就業者全体	86.3%	88.1%
	うち正規の職員・従業員	48.8%	69.9%
	うち自営業	5.0%	14.8%
	うちパート・アルバイト等	38.8%	4.9%
平均年間収入(母又は父自身の収入)		272万円	518万円
平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)		236万円	496万円
平均年間世帯収入		373万円	606万円

(内閣府「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

- 国調査によると、全体では7人に1人の子ども、特にひとり親家庭では2人に1人の子どもが貧困状態にある。

【表3】子どもの貧困率の推移

(単位：%)

年	2003	2006	2009	2012	2015	2018
全体	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5
ひとり親家庭	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1

(厚生労働省「令和元年度国民生活基礎調査の概況」)

(土木部)

- 県営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設された住宅である。
- 近年、母（父）子世帯、高齢者世帯など、特に配慮が必要な世帯（要配慮世帯）は大きく増加し、全入居世帯の約7割（68.8%）を占めており、そのうち母（父）子世帯については、約3割（24.0%）を占めている。
- 県営住宅は住宅セーフティネットの中核として、これら住宅の確保に配慮を要する世帯への確に住戸が提供されるなどの課題への対応が求められている。

【表4】世帯区分別入居戸数

年度	入居戸数	一般	母(父)子	高齢者	障害者	外国人	単身者	その他	計
H15	11,741	8,259 (70.3%)	1,987 (16.9%)	507 (4.3%)	202 (1.7%)	204 (1.7%)	565 (4.8%)	17 (0.1%)	3,482 (29.7%)
R4	9,640	3,011 (31.2%)	2,316 (24.0%)	2,099 (21.8%)	759 (7.9%)	281 (2.9%)	1,160 (12.0%)	14 (0.1%)	6,629 (68.8%)

- ・母（父）子：20歳未満の子を扶養している世帯
- ・高齢者：60歳以上の方のみの世帯（単身者等を除く。）
- ・障害者：障害者がいる世帯（単身者を含む。）
- ・外国人：外国人国籍の世帯員がいる世帯（単身者を含む。）
- ・単身者：60歳以上の方、生活保護受給者
- ・その他：海外からの引揚者など

## 2 施策の方向性

(福祉部)

### (1) ひとり親家庭への経済的支援の実施

#### ① 児童扶養手当給付費の支給

ひとり親家庭等の児童の健やかな成長を目的として児童扶養手当を支給。

(2021年受給者数 19,749人)

#### ② 低所得の子育て世帯に対する特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受ける低所得子育て世帯等に対し、給付金（児童一人あたり5万円）を支給。これまでひとり親世帯に対し、国5回、県独自2回の支給をしている。直近では令和5年5月下旬に支給した。

#### ③ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を支援するため、修学資金や就学支度資金など12種類の資金について、無利子又は低利の貸付を実施。

(2021年貸付件数・貸付額 110件 64,113千円)

## (2) ひとり親家庭の家事負担等の軽減に向けた支援の実施

### ① ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親が就職活動や病気により、一時的に介護や保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る。(R4年度から無償で実施)

【表5】派遣件数の推移

	2018	2019	2020	2021	2022
件数(件)	103	80	108	118	124

### ② 子ども食堂応援事業

子ども食堂に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化等を行う拠点を設置し、子ども食堂の立ち上げや活動の継続を支援。

【表6】本県の子ども食堂数の推移

	2018	2019	2020	2021	2022
件数(件)	59	65	82	122	165

(全国子ども食堂支援センター・むすびえ調べ。いずれも各年度の3月時点の件数)

## (3) 自立に向けた支援の実施

### ① 母子父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給世帯を対象に、個々のニーズに応じた就業・子育て・生活等の支援計画を策定し、継続的な伴走支援を実施。

【表7】本県のプログラム策定件数の推移

	2018	2019	2020	2021	2022
件数(件)	32	31	46	149	130

### ② 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親の就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間(上限4年)、生活費支援のため給付金を支給。

看護師や美容師、歯科衛生士などの資格取得を目指す例が多い。

【表8】支給実績の推移

	2018	2019	2020	2021
件数(件)	162	181	143	176
金額(千円)	171,984	207,138	173,124	192,301

(土木部)

### ○ 当選率の優遇

母(父)子世帯や多子世帯など、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に居住の安定確保が必要な世帯に的確に県営住宅が供給されるよう、入居申込みの際に当選

率を2倍(複数の要件に該当する場合は4倍)となるような優遇措置を設けている。

### 3 今後の対応・改善の方向

(福祉部)

- ひとり親家庭の経済的負担や家事負担を軽減し、ひとり親家庭で育つ子供たちの健やかな育ちを支援する。
  
- ひとり親家庭が経済的に自立することができるよう母子父子自立支援プログラムの策定を推奨し、ひとり親それぞれの事情に応じた伴走型の支援を行う。

(土木部)

- 今後についても、住宅に困窮する母(父)子世帯や多子世帯などに、的確に県営住宅が提供できるよう当選率の優遇措置など進めていく。



第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(4) 安心して子育てができる地域づくり

① 青少年相談員の活動等

(福祉部、県民生活環境部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

#### (4) 安心して子育てができる地域づくり

##### ① 青少年相談員の活動等

### 1 現状と課題

- 青少年相談員は、各市町村の設置規則等に基づき市町村長等から委嘱され、街頭や店舗などにおける青少年への声かけ、相談、見守り活動を担っている。  
県内2,118名が委嘱されており、各市町村に青少年相談員協議会が、県に青少年相談員連絡協議会（会長 澤幡 敬智）が設置されている。

【表1】 青少年相談員数の推移 (単位：人)

2018	2019	2020	2021	2022
2,281	2,255	2,181	2,141	2,118

- 子どもが犯罪等に遭わないよう、様々な媒体により広報啓発を実施し、県民への防犯意識高揚を図っている。

### 2 施策の方向性

#### ○ 県青少年相談員連絡協議会による各相談員の活動支援

青少年相談員の活動を支援するため、青少年家庭課が事務局を担いながら、各地区の活動を支援する。

##### ① 研修大会の開催

相談員の資質向上につながる研修を企画し、インターネットで配信。

##### ② ブロック研修会の開催支援

県内8ブロックに分けた地域協議会単位で毎年、研修会を開催。研修会に必要な経費を、1ブロック8万円を上限に支援。

##### ③ 「青少年の健全育成に協力する店」への巡回と新規協力依頼

地域の相談員が、青少年の利用が多い店舗を相談員が巡回し、青少年健全育成条例の周知、青少年の健全育成に協力する店への登録依頼を行っている。

こうした地道な活動の結果、県内店舗の登録率は95.6%となっている。

【表2】 青少年の健全育成に協力する店の登録状況 (R4、単位：店)

	コンビニ	書店	カラオケ	映画	ゲームセンター	その他	合計
店舗数	1,434	217	109	15	72	991	2,838
登録数	1,386	209	101	15	69	933	2,713
登録率	96.7%	96.3%	92.7%	100%	95.8%	94.1%	95.6%

### ○広報啓発

子どもが事件や事故に遭わないように、地域や家庭での防犯意識高揚のため、「新小学1年生の保護者の皆さまへ」リーフレットの配布や、県広報紙、SNS等を活用した情報発信、各市町村等への情報提供を実施する。

### 3 今後の対応・改善の方向

- 県内2千人を超える相談員が、青少年への声かけ、相談など地域の見守り活動に取り組むことで、青少年・若者の非行防止や健全育成が期待できることから、引き続き相談員の活動を支援していく。
  
- 広報啓発についても、さらに様々な媒体を活用するとともに、機会をとらえるなどして、子どもの犯罪被害防止を図っていく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(4) 安心して子育てができる地域づくり

②子供の安全対策

(警察本部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

(4) 安心して子育てができる地域づくり

② 子供の安全対策

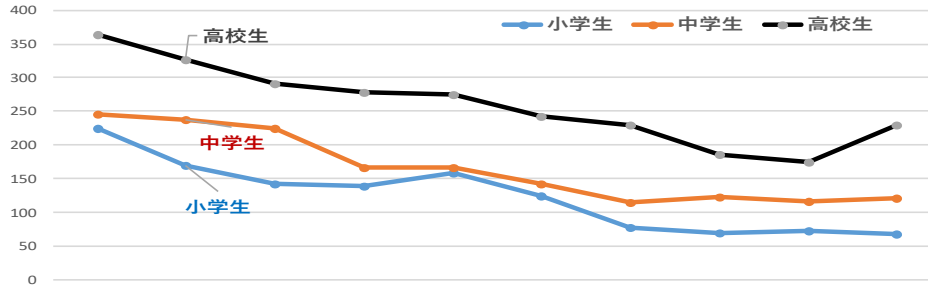
1 現状と課題

(1) 子供が被害者となる交通事故発生状況

ア 子供の歩行中・自転車乗用中事故の推移

小・中学生が被害者となる交通事故は 10 年前と比べ、小学生は約 3 割、中学生は約 5 割にまで減少しているが、高校生に係る事故は減少幅が小さい。特に事故に遭った高校生の 9 割が自転車乗車中である。

子供（小学生・中学生・高校生）の歩行中・自転車乗用中事故の推移



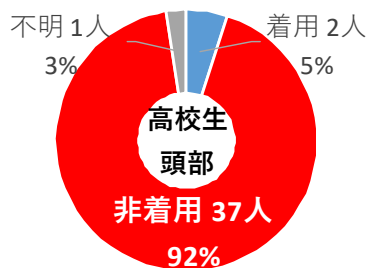
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	10年合計	減少率(%)
<b>小学生</b>	<b>224</b>	<b>170</b>	<b>142</b>	<b>139</b>	<b>158</b>	<b>125</b>	<b>77</b>	<b>69</b>	<b>72</b>	<b>68</b>	1244	30.4
歩行者	113	85 (2)	71	71	86	65 (1)	45	40 (1)	37	42	655 (4)	53%
自転車	111	85	71	68 (1)	72	60	32	29 (1)	35	26	589 (2)	47%
<b>中学生</b>	<b>246</b>	<b>238</b>	<b>224</b>	<b>166</b>	<b>166</b>	<b>142</b>	<b>114</b>	<b>122</b>	<b>116</b>	<b>121</b>	1655	49.2
歩行者	25	24 (1)	19	14	12	15	13	9	9	8	148 (1)	9%
自転車	221	214 (1)	205 (1)	152	154	127 (1)	101	113	107	113	1507 (3)	91%
<b>高校生</b>	<b>364</b>	<b>327</b>	<b>291</b>	<b>278</b>	<b>274</b>	<b>243</b>	<b>229</b>	<b>185</b>	<b>175</b>	<b>229</b>	2595	62.9
歩行者	28	32	40	31	20	14	17	14	11	19	226	9%
自転車	336 (2)	295	251	247	254	229	212 (1)	171	164	210	2369 (3)	91%

注：( ) 内は死者数の内数

イ 高校生の自転車乗車中事故の発生状況等

頭部損傷による死者・重傷者の

ヘルメット着用率(2013年～2022年)



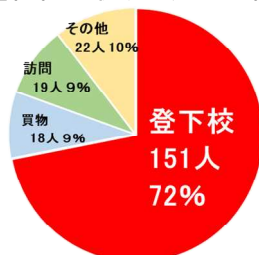
過去 10 年間における頭部損傷により死亡または重傷を負った高校生は 9 割以上がヘルメット未着用。

特に昨年はわずか 2% の着用にとどまっており、ほかの世代と比較して著しく低い傾向。

世代別死傷者のヘルメット着用率 (2022 年)

	高校生	小学生以下	中学生	その他	全世代平均
着用率	2%	38%	72%	9%	16%

通行目的状況 (2022 年)

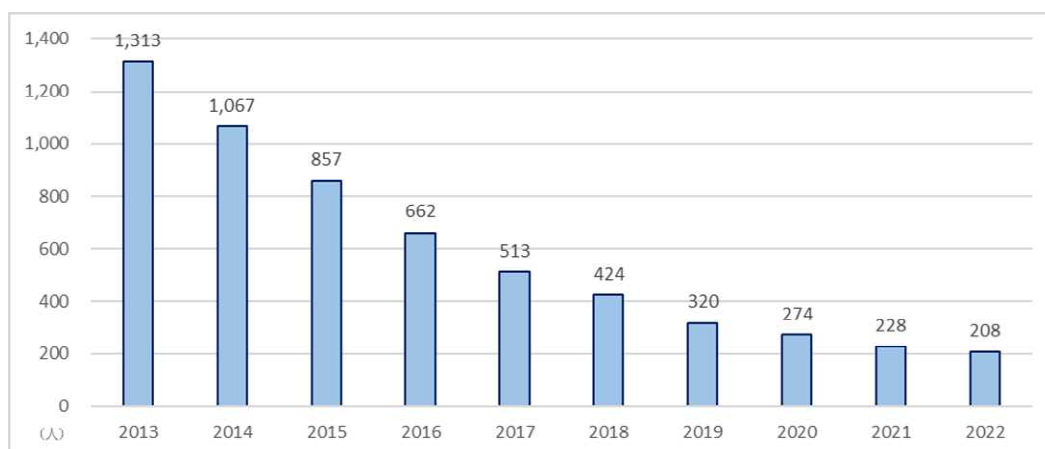


2022 年中の高校生の自転車事故をみると、7 割以上が登下校中に交通事故に遭っている。

## (2) 子供（18歳未満）に係る犯罪の発生状況

### ○ 子供が加害者となる犯罪の発生状況

少年事件（犯罪少年、触法少年（注））により検挙・補導した子供は、過去10年間で2割以下まで激減している。

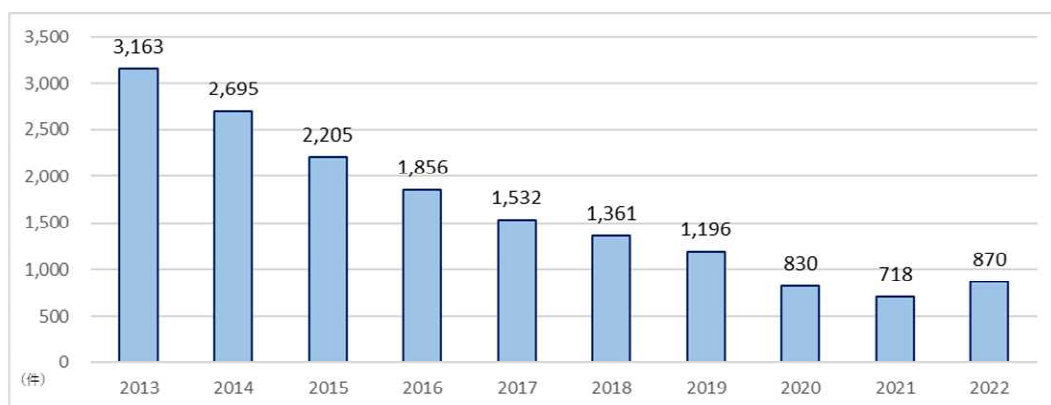


注：犯罪少年とは、犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者をいう。

触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

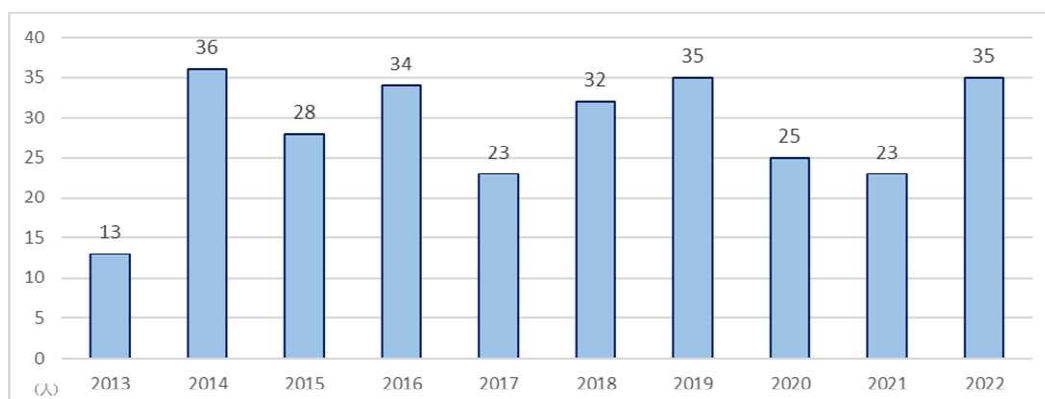
### ○ 子供が被害者となる犯罪の発生状況

子供が被害者となる犯罪は過去10年間で3割以下まで激減している。



### ○ SNSに起因する事犯の被害児童の推移（人員）

児童買春・児童ポルノ禁止法違反をはじめとしたSNSに起因する事犯の被害に遭った子供は、過去10年間、増減を繰り返している。匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることのできるSNSの特性を踏まえた対策が課題である。



## 2 施策の方向性

- 子供の交通事故のうち、最も危惧されるのは自転車利用の高校生のヘルメットの非着用である。高校生のヘルメット着用促進のための対策を推進していく
- 子供が、SNSに起因した犯罪、特に未成年者誘拐や強制性交等の重要犯罪の被害に遭うことが危惧されるため、これらから子供を守る対策を推進していく。

## 3 今後の対応・改善の方向

### (1) 高校生のヘルメット着用促進をはじめとする交通事故防止対策の推進

警察署長が管内に所在する全ての高等学校の校長に面接し、生徒のヘルメット着用の促進の働き掛けを直接実施するほか、重点地区・路線を指定しての広報啓発活動及び指導取締り、自転車販売店等と連携した広報啓発活動等を推進していく。

### (2) SNSに起因する犯罪から子供を守るための取組の推進

サイバーパトロールを推進し、重要事件に発展するおそれのあるSNS上の不適切な書き込みの早期発見と注意喚起を行うほか、学校等関係機関・団体と連携の上、保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進していく。

第2回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(5) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

(福祉部、教育庁)

令和5年6月21日(水)



## (5) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

### 1 現状と課題

(福祉部)

- 女性の就業率の上昇などにより、少子化が進む中でも保育の必要性は増加傾向にある。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
女性(25～34歳)の就業率(全国)	72.1	73.9	75.7	77.6	78.6	78.9	80.5	81.4
保育所等申込者(茨城県)	51,790	53,910	55,432	57,142	58,590	60,901	61,367	61,469

- 保育所等の整備を行い受け皿の確保を図った結果、4月における待機児童数は、ピークの2017年の516人から2022年では8人と、大幅に減少している。
- 2022年4月の待機児童8人のうち、7人が障害児など特別な支援を必要とする児童で、保育所等の不足により入所の希望が叶わない待機児童は、実質ゼロとなっている。

<待機児童の推移>

(4月1日現在)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
施設・事業数	691	717	752	784	820	835
利用児童数	53,643	55,173	56,380	58,651	59,499	59,544
未就学児童数	130,677	129,166	126,289	123,535	116,043	112,336
待機児童数	516	386	345	193	13	8

- 保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに対応するための病児保育や障害児保育など様々な保育サービスが求められている。
- 保育サービスの充実のために、保育人材の確保を図る必要がある。  
また、保育の「量」の確保を進める一方、児童の安全の確保など「質」の低下が懸念されるため、保育士の経験に応じた研修の実施や職員の配置について改善を図る必要がある。
- 共働き世帯の増加に伴い、就学児童についても、放課後の安全・安心な居場所として、放課後児童クラブの充実が求められている。

(教育庁)

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続が求められていることや、障害のある幼児や外国人幼児の増加に伴い、特別な配慮を必要とする幼児への適切な対応が求められていることから、幼稚園教諭等の資質向上のための研修を充実させていく必要がある。

## 2 施策の方向性

(福祉部)

### (1) 待機児童の受け皿の確保

- 保育需要は当面の間増加が見込まれるため、地域の状況を踏まえながら、保育所等の整備を行い、受皿の確保を図る。

<保育所等の整備状況>

年度	整備か所数（施設）				増定員数 （人）
	保育所、認定こども園		小規模保育		
	新設・改修	（うち新設）	新設・改修	（うち新設）	
2023年度 （見込み）	13	6	0	0	431
2022年度	26	5	1	1	509
2021年度	20	3	6	5	720
2020年度	33	15	8	8	1,699
2019年度	28	9	7	7	1,472
2018年度	17	10	10	10	1,313

### (2) 多様な保育ニーズへの対応

#### ①病児保育

保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅で保育が困難な場合があり、保育と看護の両機能を併せ持つ病児保育の需要が高まっていることから、整備を促進する。（病児保育実施：2021 30市町村、68か所）

#### ②障害児保育等

- ・ 保育所等における障害のある子どもの受け入れが年々増加しており、障害児の対応が可能なリーダー的職員を育成するための「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野として「障害児保育」を盛り込んだ研修を実施している。（2016年度以降で2,951名が受講）（障害児受入保育所等数：2021 366施設）
- ・ 県内保育所等に勤務する看護師等に対する保育所等における医療的ケア児支援研修や医療的ケアを行う看護師等の人件費の助成を行い、医療的ケア児の受け入れを支援している。（2022年度～）

### (3) 保育人材の確保、負担軽減及び保育の質の向上

#### ①保育人材の確保、負担軽減

- 保育学生の県内就職の促進
  - ア 保育士養成校の学生に対し、修学資金の一部貸付を実施
    - 卒業後、県内で保育業務に5年間従事することで、返還免除
- 潜在保育士の復職支援
  - ア 復職する際の就職準備金の貸付けや、未就学児を持つ潜在保育士には、保育料の補助や貸付を実施
    - 再就職後2年間従事することで、返還免除

イ いばらき保育人材バンクにおいて、潜在保育士と保育施設のマッチングや、PRイベントを開催

- 無資格者の資格取得を促進するため、保育士試験対策講座を実施
- 保育士の負担を軽減するため、保育士や保育補助者を雇用する費用を助成  
→ 1歳児保育のための非常勤保育士雇用に必要な費用の補助 など

#### ②保育の質の向上

保育士等の資質向上を図るため、保育所の管理者や保育士に対する研修を行うとともに、一定の経験年数のある保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施している。

### (4) 放課後児童クラブ

働きながら安心して子育てができる環境づくりに向けて、放課後児童クラブの整備推進や質の向上を図る。

#### ①放課後児童クラブの概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童を対象に、遊びや生活の場として提供する。

【実施主体】 市町村、社会福祉法人、その他

【設置市町村】 44市町村（2022年5月時点の支援単位数：1,146か所）

【待機児童数】 12市町において235名（2022年5月時点）

#### ②放課後児童支援員の確保と資質向上

放課後児童支援員の確保と資質向上を図るため、認定資格研修や資質向上研修を実施するとともに、放課後児童クラブ等からの要望に応じて、個別の課題解決に向けた専門のアドバイザーを派遣している。

(教育庁)

### (5) 幼稚園教諭の研修等

- ①新規採用教員向けや中堅教員向けなどのキャリアステージに応じた研修
- ②各自の課題に応じた研修
  - ・保育技術専門研修
  - ・幼児教育教育課程研究協議会
- ③教育事務所・市町村教育委員会等の職員向け研修

## 3 今後の対応・改善の方向

(福祉部)

- 保育需要の動向を見極めながら、当面の間、保育所等の整備を進めるとともに、将来的な利用児童の減少を勘案し、地域の実情に応じて小規模保育事業等の推進を検討する。

- 保護者の多様な保育ニーズに対応するため、市町村と協力し、病児保育や障害児保育に対応できるよう施設整備や、人材確保、専門研修を実施する。
- 保育サービスの充実のために、引き続き、新規卒業の保育士のほか潜在保育士の掘り起し、保育士に対する処遇や労働環境の改善など就労継続支援を行い、保育人材の確保を図る。
- 放課後児童クラブにおける待機児童解消の一層の推進と利用料の無償化について、引き続き、国に要望していく。

(教育庁)

- 幼児教育においては、小学校教育につながる学びの基礎を子どもたちに育むために、保育者の資質向上を図ることが重要であることから、引き続き、全ての幼児教育施設を対象に採用時や6年目、12年目といったキャリアステージに沿った研修を継続していく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

2 安心して子どもを育てられる社会づくりについて

(6) 児童虐待対策の推進

(福祉部)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

## (6) 児童虐待対策の推進

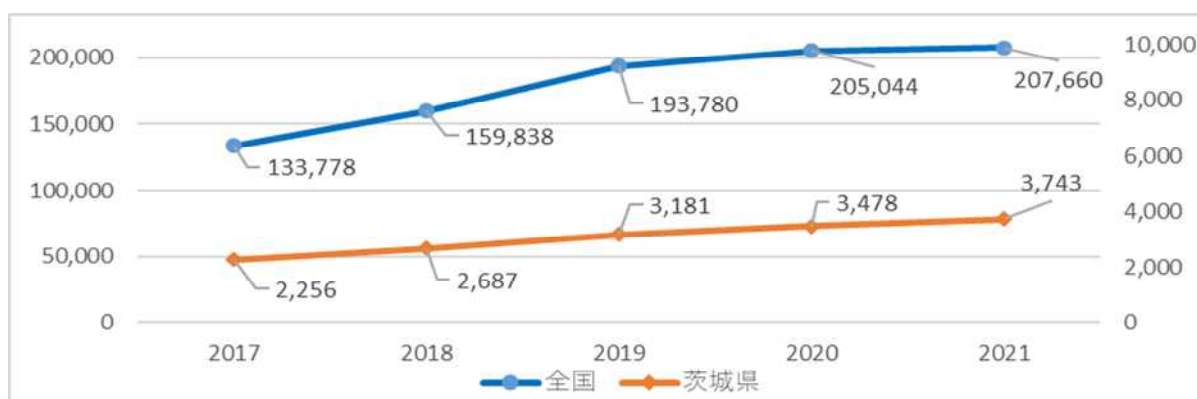
### 1 現状と課題

#### (1) 児童虐待相談件数の推移

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、2021年度では全国で207,660件、茨城県においては3,743件でいずれも過去最多となっている。

#### ○ 虐待相談対応件数の推移

年度	区分	2017	2018	2019	2020	2021
全国	全相談	466,778	504,856	544,698	527,272	571,961
	虐待相談	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660
茨城県	全相談	5,552	5,995	6,754	6,754	8,372
	虐待相談	2,256	2,687	3,181	3,478	3,743



- 増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、新型コロナウイルス感染症感染拡大により在宅時間が増え、配偶者からの暴力（DV）事案における心理的虐待の通告の増加が考えられる。



- また、児童虐待事案は年々困難化、複雑化しており、一時保護件数も増加傾向

#### ○ 虐待で一時保護した児童数の推移

年度	2017	2018	2019	2020	2021
一時保護児童数	260	368	460	428	368

## 2 施策の方向性

### (1) 児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 「いばらき虐待ホットライン」により電話での虐待相談に24時間対応しているほか、全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の普及、周知を図る。
- ・ R5.2月からは、SNSを利用した「親子のための相談LINE」を開始

#### ○ 茨城虐待ホットライン実績（相談件数）

年度	2017	2018	2019	2020	2021
全相談件数	1,922	2,286	2,847	2,583	2,878
うち虐待	698	756	802	797	927

### (2) 児童相談所の体制強化

- ・ 2019年度：中央児童相談所を、福祉相談センターから分離設置  
全児童相談所に、一時保護等の介入機能に特化した「子ども虐待対応課」を設置
- ・ 2019年度：「茨城県子どもを虐待から守る条例」施行
- ・ 2019年度～：国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（児童福祉法施行令）に基づく児童福祉士の配置基準を満たすため、計画的に児童福祉司等専門職を増員
- ・ 2020年度：日立児童相談所と鉾田児童相談所を、中央児童相談所分室から格上げ

#### ○ 児童相談所における児童福祉司、児童心理司の配置基準（人）

年度	2019	2020	2021	2022	2023
児童福祉司	75	75	84	122	128
児童心理司	25	25	28	40	42

### (3) 児童虐待未然防止

国の子育て特例臨時交付金（安心こども基金）を活用し、市町村の取組を支援

- ・ 児童福祉と母子保健の一体的な相談対応窓口となり、必要な支援へと繋げる拠点である「こども家庭センター」の整備
- ・ 要支援妊産婦への家庭訪問
- ・ 子育てに不安を抱える家庭及び要支援妊産婦への家事・育児支援
- ・ 子どもとの関わり方を学べるペアレント・トレーニングの実施

### 3 今後の対応・改善の方向

- ・ 引き続き、児童福祉司を始めとした専門職人材の確保、指導的役割を持つ職員（スーパーバイザー）の配置等、児童相談所の体制強化に努める。
- ・ AIを活用したアセスメント支援ツール等のデジタル技術について、開発中の国の動向を見据えながら活用を検討・推進し、児童相談所業務の効率化、職員の負担軽減を図り、保護者及び児童が適切な支援を受けられるよう取り組んでいく。